

河川維持用資材支給要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、河川等の維持、補修及び水防活動、災害復旧活動のため、自治会（町内会を含む。以下「自治会等」という。）が自ら行う除草作業及び補修作業で使用する資材を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第 2 条 除草作業で使用する資材（以下「除草資材」という。）を支給する対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法定外公共物水路内及び法定外公共物堤塘内を除草する作業。

(2) その他市長が認めたもの。

2 補修作業で使用する資材（以下「補修資材」という。）を支給する対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法定外公共物水路を維持、補修する作業。

(2) 地域の水防活動、災害復旧活動に必要と認めたもの。

(3) その他市長が認めたもの。

第 3 条 支給する資材の種類と支給数量限度量は、除草資材は 1 作業につき、補修資材にあつては 1 年度 1 箇所につき、別表のとおり支給するものとする。

(申請)

第 4 条 自治会等が資材の支給を受けようとするときは、資材支給申請書（第 1 号様式）に位置図を添付して市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、資材を支給することが適当であると認めたときは、資材の支給を決定し、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(その他)

第6条 市長は、除草資材または補修資材を、実施をする年度の予算の範囲内において支給する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支給資材一覧（注）

	種類	支給限度量
除草資材	刈払機替刃	8枚
	燃料（混合油等）	10リットル
補修資材	土のう袋	200枚
	木杭	50本
	ブルーシート	5枚
	真砂土	5立方メートル
	砕石	5立方メートル
	生コンクリート	1.5立方メートル

（注）支給資材の種類及び支給限度量については、内容の審査により、支給することが適当であると認めたときはこの限りではない。

第1号様式（第4条関係）

資材支給申請書

年 月 日

（あて先）防府市長

（ 地区）自治会長

（
住所
氏名
連絡先

代表者
住所
氏名
連絡先

下記資材を支給されるよう申請します。

記

1. 申請理由

2. 資材名及び数量

3. 支給希望日 年 月 日
（時間指定があれば記入） 午前・午後 時 分頃

4. 実施予定日 年 月 日から 日間

5. 場 所 添付位置図のとおり（搬入箇所には○を記入）

※作業は、自治会等が協力して行ってください。